

特別養護老人ホームやすらぎの里神戸赤松台 運営規程
ユニット型特別養護老人ホーム

第1章 施設の目的及び方針

(運営規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翔美会が運営する指定介護老人福祉施設やすらぎの里神戸赤松台(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、職務の適正かつ円滑な執行と、入居者の生活の安定及び充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 この規程は、社会福祉法人翔美会が設置運営する施設の運営及び利用について準用するものとする。
この場合、この規程における「管理者」は「施設長」に「従業者」は「職員」に、それぞれ読み替えるものとする。

(施設の目的及び基本方針)

第2条 施設は、老人福祉法及び介護保険法並びに関係諸法令に基づき、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活への復帰を念頭に置いて後の生活が継続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的環境を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう適切な介護サービスを提供するものとする。

2 施設は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との、密接な連携に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 施設における調理業務については、入居者の処遇の向上につながるよう十分配慮し、第三者に委託することができるものとする。

2 施設の清掃・洗濯業務、自動車運転業務及び宿直業務等については、必要に応じて第三者に委託することができるものとする。

第2章 従業者の職種、定数及び職務

(従業者の職種及び定数)

第4条 施設従業者の職種及び定数(常勤、非常勤を含む)は、次のとおりとする。

職 種	定 数	
管理者	1名	
医師	1名	非常勤
生活相談員	2名	
介護支援専門員	1名	兼務(介護従事者)
看護従業者	5名	
介護従業者	33名	
事務従業者	2名	
管理栄養士	1名	
機能訓練指導員	1名	

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

3 従業者の配置人数については、関係法令に従い、最低認可基準以上の人数を配置するものとする。
ただし、国が定める非常勤職員の常勤換算数を含むものとする。

(従業者の任免)

第5条 従業者は理事長が任免する。嘱託職員及び非常勤職員の任免は、法人規程による。

(従業者の職務)

第6条 従業者の職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|------------|--|
| (1)管理者 | 施設の従業者、業務を統括する。管理者に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者がその職務を代行する。 |
| (2)医師 | 入居者の診療、健康管理及び保健衛生指導を行う。 |
| (3)生活相談員 | 入居者の生活相談及び面接、入居者処遇の企画及び実施、家族及び関係機関との連絡調整並びにボランティア対応等を行う。 |
| (4)介護支援専門員 | 入居者の有する能力の評価を行い、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の作成及び管理を行う。 |
| (5)看護従業者 | 入居者の健康管理及び看護並びに施設内の保健衛生等を行う。 |
| (6)介護従業者 | 入居者の日常生活全般にわたる介護及び生活支援を行う。 |
| (7)事務従業者 | 施設の運営管理、建物設備の管理、庶務・会計事務、人事関係事項、福利厚生、各部門との連絡・調整業務を行う。 |
| (8)管理栄養士 | 献立の確認及び栄養管理等の食事提供業務全般、入居者の栄養指導並びに調理員の指導等を行う。 |

(9)機能訓練指導員 入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(業務分掌)

第7条 従業者ごとの事務分掌及び日常業務の分担については管理者が別に定め、入居者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

(会議)

第8条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1)従業者会議
- (2)代表者会議
- (3)施設サービスに関する会議
- (4)入居者に提供する食事に関する会議
- (5)その他管理者が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は管理者が別に定める。

第3章 入居及び退居

(入居定員)

第9条 施設の入居定員は 50 名、併設する短期入居生活介護事業の入居定員は 10 名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)ユニット数 6ユニット
- (2)ユニットごとの入居定員 10名

(内容及び手続の説明及び同意等)

第10条 入居申込者のサービス選択に資するため、管理者はあらかじめ入居申込者又はその家族に対し、「契約書」及び「重要事項説明書」を交付し、施設運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者の選択に資すると認められる事項に対し、懇切丁寧に説明を行ない、施設サービスの開始について同意を得なければならない。

2 管理者は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが、困難である等正当な理由がある場合を除き、入居契約の締結を拒むことはできない。

(受給資格の確認)

第11条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び介護認定有効期間等を確認しなければならない。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは当該記載意見に配慮して施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 施設は前2項の確認と共に介護保険制度上の各種認定証を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 施設は要介護認定を受けていない入居申込者に対しては、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新申請が、遅くとも前項の有効期間満了の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入居)

第13条 入居申込者の施設への入居に際して、入居申込者又はその家族と施設は、「指定介護老人福祉施設入居契約書」を作成し契約の締結により行うものとする。

2 施設は、身体上又は精神上に障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

3 施設は、介護の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、学歴、技能、信仰、趣味、嗜好、指定居宅サービス等に関し、把握に努めその結果を記録保存しておくものとする。

5 施設は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活が営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録するものとする。

6 前項の検討に当たっては、管理者等管理職、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び医師等の従業者間で協議するものとする。

(入居者の書類等の引継)

第14条 入居者又は身元引受人(家族等)は、入居時の契約に基づいて、入居者の次の書類を用意し管理者に、引継ぐことができる。

- (1)健康保険証
- (2)介護保険制度による被保険者証

(3)所持金品

(4)その他必要と認める書類等

- 2 管理者は前項で定める金品及び書類等を引継いだ入居者について、第16条に規定する事由により契約が終了した場合には、身元引受人(家族等)と協力し、民法等関係法令の規定及び公序良俗に反しない手続きにより、引継いだ書類等の処分を行うものとする。
- 3 第1項及び第2項に規定する事項の具体的な取扱いは、管理者が別に定める。

(貴重品の保管)

第15条 管理者は、前条第1項に規定する書類等を受領した時は、管理者が管理責任者になるとともに取扱従業者を定めるものとする。

- 2 所持金品の受払いにあっては、取扱従業者は管理者の承認を得て行うものとする。また、受払の状況は、受払簿(現金にあっては金銭出納帳)に正確に記録するとともに、関係帳簿は確実に整理保管しておかねばならない。
- 3 管理者は、受払帳簿又は金銭出納簿と保管金品を定期的に照合確認(検証)しなければならない。
- 4 第1項から第3項までに規定する事項の具体的な取扱いについては管理者が別に定める。

(退居)

第16条 管理者は、入居者に次の事由が生じた場合は、身元引受人(家族等)に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。

- (1)入居者が無断で退所し、7日間経過しても帰所の見込みがないとき。
- (2)入居者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院することが見込まれるとき。
- (3)入居者及び身元引受人(家族等)の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
- (4)入居者が負担すべき費用を3ヶ月以上滞納したとき。
- 2 入居者に次の事由が生じた場合は、契約を終了するものとする。
 - (1)要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。
 - (2)入居者が死亡したとき。
 - (3)入居者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
 - (4)管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
 - (5)入居者が入院した後、おおむね3ヶ月を経過しても退院できないとき。
 - (6)他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。
- 3 管理者は入居者の退居に際しては保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、円滑な退居の為に必要な援助をするものとする。

(入居者が入院した場合の取扱)

第17条 管理者は、入院者について、入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び身元引受人(家族等)の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにするものとする。

(サービス提供の記録)

- 第18条 施設は、入居に際しては入居年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 施設は、サービスを提供した際には、具体的なサービスの内容を記録するものとする。

第4章 入居者に提供する施設サービスの内容及び費用負担

(施設サービスの取扱方針)

- 第19条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、第20条に規定する施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。
- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
 - 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
 - 5 従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
 - 6 入居者の被保険者証に介護保険法第87条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して施設サービスを提供するものとする。
 - 7 施設サービスの提供に当たっては、入居者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、入居者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、入居者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。
 - 8 施設は前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 9 施設は、自らその提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設サービス計画の作成)

第20条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営むうえで入居者が解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

3 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて他の従業者と協議の上、施設サービス計画の変更を行うものとする。

4 介護支援専門員は、第2項に規定する施設サービス計画の原案及び第3項に規定する変更案について入居者又は身元引受人(家族等)に対して施設サービス計画を交付し説明を行い、同意を得るものとする。

(介護)

第21条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

(1)入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援。

(2)身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供(入浴がさせられないときは清拭)。

(3)排泄の自立についての必要な支援。

(4)おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え。

(5)離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援。

(6)褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制の整備。

(食事の提供)

第22条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

3 予定献立は約10日単位で作成し共同生活室に提示する。

4 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。

5 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事ができない入居者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。

6 検食は原則として食事の前か遅くとも同時に実施するものとし、実施に関して必要な事項は管理者が別に定める。

(相談及び援助)

第23条 施設は、常に入居者の心身の状況、生活環境等の的確な把握に努め、入居者又は、その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第24条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は身元引受人(家族等)において行うことが困難である場合は、同意を得て、代わって行うものとする。

3 施設は、常に入居者の身元引受人(家族等)との連携を図るとともに、入居者とその身元引受人(家族等)との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第25条 機能訓練指導員は、入居者に対し、施設サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第26条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるとともに、1年に1回以上の定期健康診断を実施し、その記録を個人別に記録しておくものとする。

2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用機材器具を備え付ける。

3 入居者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院に引継ぐものとする。

(入居者に関する市町村への通知)

第27条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

(1)正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2)偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設サービス利用料及び費用等)

第28条 第21条から第27条に規定する施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

2 前項の利用料負担による施設サービスのほかに、次の各号に掲げる事項については、入居者から費用の支払を受けることができる。

(1)食事の提供に要する費用

(2)居住に要する費用

(3)厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4)厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用

(5)理美容代

(6)前号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供

3 前項第6号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については管理者が別に定める。

4 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、入居者又は身元引受人(家族等)に対し、その内容及び費用を記した文章を交付して説明を行い、入居者又は身元引受人(家族等)の同意を得るものとする。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文章によるものとする。

5 第2項及び第3項に規定する施設サービスの提供に係る会計及び第21条から第27条までに規定する施設サービスの提供に係る会計は、それぞれ施設が行う他の事業会計と区分するものとする。

6 施設は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき入居者又は身元引受人(家族等)から支払を受けた時には領収書を、それぞれ入居者又は身元引受人(家族等)に交付するものとする。また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第39号)第9条第1項に規定する「法定代理受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。

7 施設は、前項に規定する食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入居者又は身元引受人(家族等)に対し、変更後の額及び根拠について説明を行い、同意を得なければならない。

第5章 施設利用に当たって利用者が留意すべき事項

(外出及び外泊)

第29条 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出先、外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届けて、その許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第30条 入居者に面会を求める者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(健康維持)

第31条 入居者、努めて健康に留意するとともに、施設で行う健康診断には、特別の理由がない限りこれを拒否してはならない。

(身上変更の届出)

第32条 入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第33条 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)喫煙及び施設が決めた場所と時間以外で飲食すること。

(2)指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。

(3)けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。

(4)サービス担当従業者又は他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような行動、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

(5)その他施設が別に定める禁止行為。

(損害賠償)

第34条 入居者が、故意又は過失により施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ原状に回復させることができる。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第35条 施設は、常に非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しておくとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 入居者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

(事業継続計画)

第36条 事業所は感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他施設運営に関する重要事項

(施設サービスの評価)

第37条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情処理)

第38条 管理者は、その提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実確認を調査するとともに、対応の結果について入居者又は身元引受人(家族等)に報告するものとする。

2 管理者は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(秘密保持等)

第39条 従事者は、業務上知り得た入居者又は身元引受人(家族等)の秘密を第三者に漏らしてはならない。

このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については別に定める。

2 管理者が居宅介護支援事業者に対して、入居者に対する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

3 施設及び施設の従業者は、個人情報保護法を遵守するものとする。

(衛生管理等)

第40条 管理者は、入居者の衛生管理の維持向上及び施設における感染症の発生又は蔓延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1)衛生知識の普及

(2)年2回以上の大掃除

(3)月1回以上の整理整頓

(4)適宜の消毒

(5)その他入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又は蔓延の防止に必要な事項

(事故発生時の対応)

第41条 管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び身元引受人(家族等)に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項において賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第42条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(掲示)

第43条 施設は当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順、その他のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示するものとする。

(地域との連携等)

第44条 管理者は、その運営に当たっては、地域との交流に努めるものとする。

(改正の手続き)

第45条 この規程を改正する時は、理事会の承認を経て行うものとする。

(その他)

第46条 この規程の定めるもののほか、施設の運営及び管理について必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は令和6年4月1日から施行する。